大阪府と第一生命保険株式会社との包括連携に関する協定書

大阪府(以下「甲」という。)と第一生命保険株式会社(以下「乙」という。)とは、相互の連携強化を図ることで大阪府内の地域活性化を推進するために、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、府民 サービスの向上及び府域の成長・発展を図ることを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、保険業法上、許容される範囲内で、次の事項について連携し、協力する。
 - 一 健康に関すること
 - 二 スポーツ振興に関すること
 - 三 地域活性化に関すること
 - 四 中小企業振興及び雇用促進に関すること
 - 五 福祉・子どもに関すること
 - 六 防災・防犯に関すること
 - 七 府政のPRに関すること
- 八 その他本協定の目的に沿うこと
- 2 甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、保険業法に基づき乙の業務として行い得る範囲で取り組む。
- 3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲及び乙は、関係機関との連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組みの一部を、乙の関係会社と協力して実施することができる。
- 5 甲及び乙は、本契約の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

(協定の見直し)

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、 必要な変更を行うものとする。

(協定の有効期間)

- 第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。
- 2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前まで に書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。甲又 は乙は、相手方に対して、本協定の解約に関して、何らの損害の賠償を求めることはで きない。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者(第一生命ホールディングス株式会社及びその国内子会社を除く。)に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、 各自1通を保有するものとする。

平成29年7月7日

世: 大阪府 代表者 大阪府知事 (**包署**)

乙:東京都千代田区有楽町1丁目13番1号